

金融商品取引法 第三十七条に定める表示事項

会社の概要

商号：ブルー・トラスト・パートナーズ株式会社

住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 20F

TEL：03-5288-5682

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 2726 号（投資助言・代理業）

顧客の判断に影響を及ぼす重要事項

当社が行う金融商品取引（投資助言・代理業）について

（1）助言の内容及び方法

当社は、顧客と取り交わす投資顧問契約に基づき、以下に掲げる助言を行うものとします。

① 投資助言業務の方法及び内容等

国内外の株式、債券、投資信託、外貨預金等について、市場動向、銘柄の選定、売買の時期、ポートフォリオの見直し等のアドバイスを行います。アドバイスは、以下の契約者区分に応じて、対面・電話・メール・郵送のいずれかの方法により行います。

ただし、市場環境によって、推奨すべき銘柄がない場合や取引に消極的な時期等は、アドバイスを見送る場合があるものとします。また、甲からは、対面・電話・メール・郵送のいずれかの方法により、随時質問を受け付け、対応します。

各サービス区分における業務内容及び執行方法は以下の通りです。

サービス区分	業務内容と執行方法
フィナンシャル・アドバイザーサービス (略称：FA)	国内外の株式、債券、投資信託、外貨預金等について、市場動向、銘柄の選定、売買の時期、ポートフォリオの見直し等のアドバイスを行います。アドバイスは、対面・電話・メール・郵送のいずれかの方法により行います。ただし、市場環境によって、推奨すべき銘柄がない場合や取引に消極的な時期等は、アドバイスを見送る場合があるものとします。また、契約者からは、対面・電話・メール・郵送のいずれかの方法により、随時質問を受け付け、以下2つのアドバイスを行います。 (1) 契約者の保有金融商品のバランス診断 ※1回のアドバイスにおける対象金融商品数は、10商品を目途とします。

	(2) 契約者の資産運用方針に沿った資産戦略の策定（最大3パターン策定）
プライベート・ フィナンシャル・ アドバイザーサービス (略称：PFA)	<p>国内外の株式、債券、投資信託、外貨預金等について、市場動向、銘柄の選定、売買の時期、ポートフォリオの見直し等のアドバイスを行います。アドバイスは、対面・電話・メール・郵送のいずれかの方法により行います。ただし、市場環境によって、推奨すべき銘柄がない場合や取引に消極的な時期等は、アドバイスを見送る場合があるものとします。また、契約者からは、対面・電話・メール・郵送のいずれかの方法により、随時質問を受け付け、対応します。</p> <p>事前に、契約者ごとの現状の資産・運用状況、投資経験、投資に対する考え方、ライフプラン、リスク許容度等を確認の上、今後の投資方針等を詳細に確認し、契約者ごとの目標リターンの設定等を行います。その上で、契約者ごとの目標リターンにふさわしい金融商品の組み合わせや投資タイミングを検討し、利益の最大化とリスクの分散を図ることができる方法を提案します。必要に応じて、現状のポートフォリオのレビューを行い、ポートフォリオの見直しに関する提案や売却タイミング、商品の組み換え等に関する提案をします。助言は、対面・電話・メール・郵送のいずれかの方法により、月1回以上を目安に行います。</p>
投資助言契約（法人）	<p>本サービスの対象は法人契約者となります。</p> <p>契約者が投資を行う国内外の株式、債券、投資信託、外貨預金等について、市場動向、銘柄の選定、売買の時期、ポートフォリオの見直し等のアドバイスを行います。アドバイスは、対面・電話・メール・郵送のいずれかの方法により行います。ただし、市場環境によって、推奨すべき銘柄がない場合や取引に消極的な時期等は、アドバイスを見送る場合があるものとします。また、契約者からは、対面・電話・メール・郵送のいずれかの方法により、随時質問を受け付け、対応します。</p>

② 報酬の額及び支払の時期

投資顧問契約により契約者が支払う報酬の額はサービス区分に応じて、以下の通りとします。報酬のお支払いは銀行振り込みにて行うものとし、銀行振り込みの際の手数料は契約者が負担するものとします。

サービス区分	報酬額
フィナンシャル・ アドバイザリーサービス (略称：F A)	30,000 円/ 1 回につき (税抜)
プライベート・フィナンシャル・ アドバイザリーサービス (略称：P F A)	登録事務手数料；8,000 円 (税抜) 年間顧問契約料；150,000 円 (税抜) 成功報酬；年間の通算差益額×5.0% (税抜)
投資助言業務 (法人)	月額顧問契約料；契約者の行う投資運用事業にお ける月末時点の投資資産総額×1.5%/12 (税抜) 成功報酬；契約者の行う投資運用事業において契 約者が得た成功報酬×30% (税抜)

※登録事務手数料について

- ・登録事務手数料は、初めて当社の P F A を利用する際に、契約と同時 (サービス開始前) にお支払いいただきます。登録事務手数料については、初めて当社の P F A をご利用いただく際にお支払いいただいた以降は、発生しないものとします。

※年間顧問契約料について

- ・年間顧問契約料は、契約締結又は契約更新の際にお支払いいただくものとし、契約締結時はサービス開始前に、契約更新時は契約自動更新確定後、速やかに請求書を発行し、お支払いいただくものとします。

※P F A における成功報酬について

- ・成功報酬の算定は、契約期間 (1 年間) の満了時又は解約時に、行うものとします。
- ・成功報酬は、以下の通り算定します。

* < 報酬の算定対象期間中の契約者の利益総額 > × 5.00% (税抜) にて算出。

* < 契約者の利益総額 > の算出は以下のとおり。

① 期中の差引き売却損益 + ② 期末時点保有有価証券の評価損益

① = 取引毎に算出される売却損益の通算

② = 期末評価時点で保有中の有価証券については、評価日の時価評価額から
 前回評価時点 (前期末時点) の時価評価額との差異を比較し、評価損益を算定。

* < 契約者の利益総額 > がマイナスの場合は、成功報酬は発生しません。

* 契約応当日に、P F A 契約および投資助言契約 (法人) を継続した契約者について
 契約更新時に上記 < 契約者の利益総額 > がマイナスの場合、次回以降の利益総額と相殺する
 ものとし、通算で利益総額が出るまで成功報酬は発生しません。

* ① で用いる < 取引毎に算出される売却損益の通算 > の算定にあたっては、取引に伴い発生
 した売却手数料・消費税等の費用を差し引きます。

* ② で用いる時価評価額の算定にあたっては、契約者から、当社の助言に基づき売買した取
 引について取引金融機関が発行する時価評価報告書・売買報告書の写しなど、取引内容が確

認できる資料を提供していただくことで確認します。契約者からの提供がない場合には、当社の助言記録に基づいて助言通りの内容の取引が成立したものととして算出します。

*期間満了時及び解約時時点で、契約者が、当社の助言した有価証券を保有しており、かつ当該契約者から、その取引内容を確認できる資料の提供が無い場合は、契約期間満了時又は解約時の評価額（寄付値や基準価格等）を算定基準として成功報酬を算出します。

*投資助言業務における成功報酬について

契約者が得た成功報酬の30%とします。現実利益及び、清算配当の行われた時点から起算して10日以内に銀行振り込み又は現金にて行うものとし、銀行振り込みの際の振り込み手数料は、契約者が負担するものとします。

③ 有価証券等に係わるリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

① 株式のリスク

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。

また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 公社債のリスク

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者のリスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 投資信託のリスク

投資信託のリスクは投資対象、各資産の投資比率、運用方針などにより異なります。投資信託を購入する前には、投資しようとしているファンド等にどのようなリスクがあるのかを十分理解し、お客様の判断と責任においてお取引ください。

価格変動リスク：投資信託は、国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。これにより投資元本が割り込み、損失を被る場合があります。

為替変動リスク：外貨建て資産に投資する投資信託は外国為替相場の変動などにより、円換算でのお受取金額が減少するおそれがあります。これにより円換算で投資元本を

割り込み、損失を被る場合があります。

信用リスク：組み入れた株式、債券及び商品等の発行者の倒産等、発行会社の財務状態の悪化或いはそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が下落することがあります。これにより投資元本を割り込み、損失を被る場合があります。

流動性リスク：有価証券の時価総額が小さくまたは取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所が閉鎖されたときには、有価証券の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券の売却ができなくなる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

カントリーリスク：外国の外貨不足などの経済的要因、外国政府の資産凍結などの政治的理由、外国の社会情勢の混乱等の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。特に、エマージング諸国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、エマージング諸国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

④外国為替証拠金取引のリスク

為替変動リスク：外国為替証拠金取引は、為替相場の変動リスクを伴う商品です。為替相場がお客様の予想通りに変動した場合は利益が得られる反面、為替相場がお客様の予想と反して不利な方向に変動した場合は、お客様が損失を被る可能性があります。

金利変動リスク：外国為替証拠金取引では、お取引の決済が行われない限りスワップポイントの支払いが発生します。スワップポイントは、各国の景気や政策等、様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて見直されます。そのため、その時々々の金利水準によってスワップポイントの金額が変動する可能性があります。また、スワップポイントをお客様が支払う場合、当該支払いにより、ロスカットレートが変動し、ロスカットまでの値幅が縮小する、又は、自動決済となる可能性があります。

流動性リスク：金融市場の状況によっては、お客様が期待する為替レートでお客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となるリスクがあります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週初めのオープンにおけるお取引等、当社の通常の営業時間帯であっても金融市場の状況によっては、レートの提示が困難になる可能性があります。また、政治、経済又は金融情勢の変化、各国政府の規制や外国為替市場の規制、通信障害、戦争、テロ等、不測の事態による取引制限が生じる可能性があります。

信用リスク：外国為替証拠金取引は、お客様とFX証券会社との相対取引となりますが、FX証券会社ではお客様とのお取引はカバー取引相手先との間でカバー取引を行うことにより、相対取引で生じたリスクをヘッジしています。したがってFX証券会社が注文を発注するカバー先金融機関等の信用状況の悪化により、お客様が損失を被る

ことがあります。

レバレッジ効果によるリスク：外国為替証拠金取引では、預託すべき委託証拠金に比べてより大きい金額の外国為替証拠金取引を行うこととなります。そのため委託証拠金の額を上回る多額の利益を得る機会があると同時に多額の損失を被る可能性があります。

インターネット取引に伴うリスク：インターネット取引を支えるシステム又はカバー先金融機関、FX証券会社、お客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しない（システムの障害、回線の混雑等）ことにより、お客様が注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない等、支障が生じる可能性があります。また、システム上の何らかの事情により、お客様に市場実勢と乖離したレートを提示し、そのようなレートを基準として約定が成立した場合は、約定が取り消される可能性があります。

1. インターネット取引においては、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、又は意図しない注文が約定する可能性があります。
2. インターネット取引においては、ユーザーID・パスワードの情報が盗聴等により第三者に漏洩し、第三者が漏洩情報を悪用し、お客様に損害が発生する可能性があります。

以上